

## 療養費の申請に必要な書類について

\* 健康保険証を持参せずに窓口で全額自費を支払われた方  
又は、他保険で診療を受けられた方

### 【 提出書類 】

- ・ 療養費支給申請書(診療科、月別に必要)
- ・ レセプト(診療(調剤)報酬明細書) ※ 開封しないでください。
- ・ 領収書(原本)
  - 1 自費(100%)で受診した場合 ⇒ 医療機関等が発行した領収書
  - 2 他保険で受診した場合 ⇒ 返還請求先の保険者(市町村等)が発行した領収書又は納入通知書兼領収書

### ～ 医療機関等に自費でご受診された方へ ～

医療機関等で発行された領収証に添付されている診療明細書はレセプト(診療(調剤)報酬明細書)ではありません。

療養費の手続きには「**レセプト(診療(調剤)報酬明細書)**」が必要となりますので、ご受診された医療機関又は調剤薬局に発行していただき、ご申請くださいますよう宜しくお願い致します。

\* 海外渡航中(療養目的の渡航を除く)に、病気やけがで治療を受けられた方

### 【 提出書類 】

- ・ 海外療養費支給申請書
- ・ 診療の内容等がわかる医師の診療明細書
- ・ 領収明細書等(原本)
- ・ 渡航期間が確認できるパスポートの写し  
※ 身分証明欄、出入国スタンプの各部分
- ・ 調査に係わる同意書

内容等が外国語で作成されている場合には、必ず日本語の翻訳文を添付してください。

翻訳されていない場合は受理が出来ませんので、ご注意ください。

## \* 治療用装具（コルセットなど）を装着した方

- ・ 療養費支給申請書
- ・ 医師の診断書または、指示書、証明書 ※原本  
(対象病名、装具装着の必要性が明記されているもの)
- ・ 装具購入を購入した際の領収書(原本)
- ・ 装具製作明細書(領収書に記載されている場合もあります)
- ・ 靴型装具の場合は、当該装具の写真
- ・ 弱視眼鏡を作成された場合は、医師の「作成指示書」等に視力検査結果が記載されていることをご確認ください。また、弱視眼鏡費用額は障害者総合支援法の規定に基づき、上限費用は下記のとおりとなります。  
令和1年 9月末まで・・・ 38,461 円  
令和1年10月以降 …… 38,902 円

## \* 全額自費で負担している

はり・きゅう、あん摩マッサージ

(注) 肩こりや疲労回復目的は健康保険の対象外となります。

- ・ 療養費(はり・きゅう)(あん摩・マッサージ)支給申請書
- ・ 医師の同意書(初療の日から3か月を経過し、更に施術を受ける場合も)
- ・ 領収書(原本)

※ 医療処置が適切であったか審査されますので、申請から支給までに約 3 ヶ月かかることがあります。

【送付先・お問い合わせ】

〒231-0013 横浜市中区住吉町 6-68

電話 045-641-5418

神奈川県歯科医師国民健康保険組合  
療養費担当まで